

電磁的措置を講じる取引に関する覚書

ファースト住建株式会社(以下、「甲」という。)と (以下、「乙」という。)は、甲が電子契約に関わるシステムを運用するにあたり、甲乙間の取引に電磁的措置を講じることを目的として、本覚書を締結する。

(適用の範囲)

第1条 甲及び乙は、本覚書の締結により、甲から乙への請負・委託、物品の発注、サービスの提供等の取引に係る契約(以下、これら取引に関する契約を総称して「請負契約等」という。)において、請負契約等の締結にあたり、甲から乙へ交付する注文書、乙から甲へ交付する注文請書もしくは甲乙間で取り交わす契約書(以下、注文書、注文請書もしくは契約書を総称して「契約書等」という。)につき、甲乙双方にて書面交付に代えて、電磁的記録による送受信を行う(以下「電磁的措置を講じる」という。)ことにより請負契約等を締結することに合意する。

(本覚書の改定)

第2条 甲及び乙は双方協議して本覚書を改定することができる。

(電磁的措置の撤回及び選択)

第3条 甲及び乙の一方から、本覚書を終了し、電磁的措置を講じることについて撤回する旨の申し出があった場合は、申し出以降は書面交付によって請負契約等を締結するものとする。

(必要な措置)

第4条 甲及び乙は、契約書等の締結にあたり電磁的措置を講じる場合、株式会社ダイテックの注文分譲住宅クラウド DX を通じて相手方と契約書等の電磁的記録を送受信する。

2)記録保管に係る技術的要件は以下の各号に定めるに従う。

①甲及び乙は、株式会社ダイテックの注文分譲住宅クラウド DX を利用して、電子データを保管すること。

②甲及び乙は、データが改ざんされる事を防止するため株式会社ダイテックのサーバーを利用すること。

3)本条各号の措置及び内容については、甲と乙で協議の上これを変更することができる。変更の手続は、第2条によるものとする。

(費用)

第5条 相手方に又は相手方から契約書等の電磁的記録を送受信するために使用する電気通信回線、プロバイダの使用料等ネットワーク利用及び自己使用に係る費用については、甲乙それぞれ自己が使用する分を各自調達及び負担する。

(送受信ミス)

第6条 甲及び乙は、電子データを重複して送受信するなどのミスを発見した場合、直ちに相手方に連絡しなければならない。

2) 前項の連絡を怠ったために発生した損害は、甲の責に帰すべき事由の場合は甲が、乙の責に帰すべき事由の場合は乙が負担するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第7条 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本覚書上の地位、本覚書上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(有効期間)

第8条 本覚書の有効期間は、覚書締結日より1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から別段の意思表示がないときは、本契約は期間満了の日からさらに1年間有効に存続し、以後もまた同様とする。

(管轄裁判所)

第9条 本覚書に関する一切の紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所として処理するものとする。

(協議)

第10条 本覚書に定めのない事項その他、本覚書の条項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決を図るものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、記名捺印の上甲乙1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県尼崎市東難波町5丁目6番9号
ファースト住建株式会社
代表取締役 中島 雄司

乙

電磁的措置を講じる取引に関する覚書

ファースト住建株式会社(以下、「甲」という。)と (以下、「乙」という。)は、甲が電子契約に関わるシステムを運用するにあたり、甲乙間の取引に電磁的措置を講じることを目的として、本覚書を締結する。

(適用の範囲)

第1条 甲及び乙は、本覚書の締結により、甲から乙への請負・委託、物品の発注、サービスの提供等の取引に係る契約(以下、これら取引に関する契約を総称して「請負契約等」という。)において、請負契約等の締結にあたり、甲から乙へ交付する注文書、乙から甲へ交付する注文請書もしくは甲乙間で取り交わす契約書(以下、注文書、注文請書もしくは契約書を総称して「契約書等」という。)につき、甲乙双方にて書面交付に代えて、電磁的記録による送受信を行う(以下「電磁的措置を講じる」という。)ことにより請負契約等を締結することに合意する。

(本覚書の改定)

第2条 甲及び乙は双方協議して本覚書を改定することができる。

(電磁的措置の撤回及び選択)

第3条 甲及び乙の一方から、本覚書を終了し、電磁的措置を講じることについて撤回する旨の申し出があった場合は、申し出以降は書面交付によって請負契約等を締結するものとする。

(必要な措置)

第4条 甲及び乙は、契約書等の締結にあたり電磁的措置を講じる場合、株式会社ダイテックの注文分譲住宅クラウド DX を通じて相手方と契約書等の電磁的記録を送受信する。

2)記録保管に係る技術的要件は以下の各号に定めるに従う。

①甲及び乙は、株式会社ダイテックの注文分譲住宅クラウド DX を利用して、電子データを保管すること。

②甲及び乙は、データが改ざんされる事を防止するため株式会社ダイテックのサーバーを利用すること。

3)本条各号の措置及び内容については、甲と乙で協議の上これを変更することができる。変更の手続は、第2条によるものとする。

(費用)

第5条 相手方に又は相手方から契約書等の電磁的記録を送受信するために使用する電気通信回線、プロバイダの使用料等ネットワーク利用及び自己使用に係る費用については、甲乙それぞれ自己が使用する分を各自調達及び負担する。

(送受信ミス)

第6条 甲及び乙は、電子データを重複して送受信するなどのミスを発見した場合、直ちに相手方に連絡しなければならない。

2) 前項の連絡を怠ったために発生した損害は、甲の責に帰すべき事由の場合は甲が、乙の責に帰すべき事由の場合は乙が負担するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第7条 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本覚書上の地位、本覚書上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(有効期間)

第8条 本覚書の有効期間は、覚書締結日より1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から別段の意思表示がないときは、本契約は期間満了の日からさらに1年間有効に存続し、以後もまた同様とする。

(管轄裁判所)

第9条 本覚書に関する一切の紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所として処理するものとする。

(協議)

第10条 本覚書に定めのない事項その他、本覚書の条項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決を図るものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、記名捺印の上甲乙1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県尼崎市東難波町5丁目6番9号
ファースト住建株式会社
代表取締役 中島 雄司

乙